

官民競争入札等監理委員会公共サービス改革小委員会
施設・研修等分科会ヒアリング資料

独立行政法人造幣局

平成 19 年 10 月 15 日

財 務 省

官民競争入札についての再検討資料（造幣局）

（主に議論の対象となる事務・事業）

1．貨幣の販売

記念貨幣等の販売は、貨幣に対する国民の関心を集める啓蒙効果を有しており、国民への適正公平な販売を確保する観点から、造幣局が実施してきている。外国においても、貨幣製造と同じ主体により実施されている。

なお、上記業務のうち、購入希望者へのダイレクトメールや当選者への商品の発送、申込はがきデータ入力作業、貨幣セット組込み作業等については既に民間委託を行っているが、更に民間委託に切り替えられる業務がないか検討していく。

2．勲章の製造

基本的には、発注者である内閣府の判断となると思われるが、内閣府は、天皇の国事行為である栄典制度に基づくものであり、高品質で均一性が求められるものとしており、また、貨幣の偽造防止技術の維持・向上のために必要な業務であることから、引き続き造幣局で実施することが適当である。

なお、上記業務の一部単純作業については、民間委託を行っており、引き続き民間委託の可能性について検討していく。

3．金属工芸品の製造

金属工芸品の製造は、民間でも実施されており、既に民間開放されている。造幣局は、発注者の要請により当該業務を行っているが、当該業務は貨幣製造とも密接に関連しており、諸外国の造幣局においても行われている。また、貨幣に応用する偽造防止技術の試験等も併せて行っており、造幣局における製造については継続することが適当である。

ただし、金属工芸品の製造業務のうち、偽造防止技術など貨幣製造と関連の低いものについては、発注者・利用者等の意向も踏まえ、造幣局の役割、特性を考慮した上で、見直しを検討していくこととしている。

上記業務の一部については、可能な範囲で民間委託を行っており、上記見直しの方向性も踏まえつつ、引き続き民間委託の可能性について検討していく。

4．貴金属の品位証明等

品位証明業務は、貨幣製造・偽造防止に不可欠な金属成分分析技術（製造した貨幣の品位の分析・偽造貨幣の鑑定など）を多様なケースに使用するものであり、品位証明業務の実施にかかわらず行う必要がある業務である。

また、当該業務は、品位の信頼できる貴金属製品の取引による貴金属市場の安定化という社会的要請を受けて実施しており、中小・零細の製造・販売業者からは、公的機関による証明が必要であるとして求められているものである。

品位証明業務については、18年度（当時12人）より段階的に人員削減を進め、20年度には3人の体制で業務を実施する予定である。

（注）当該業務は、法令上は、民間においても実施可能な事業であるが、民間においては第三者の品位証明を引き受ける形での業務は行われていない。

5．造幣博物館の管理・運營業務

造幣博物館は、貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うために、設置・運営しているものである。

造幣博物館は、工場敷地内に所在し、造幣局が保有する貨幣等に関する資料を展示しているものである。

造幣博物館の管理・運營業務は、ただ単に施設を管理・運営するだけではなく、館内案内や貨幣に係る古文書等整理など貨幣の専門的な知識が必要であるが、現在、職員が行っているこれらの業務については可能なものから、順次、再任用職員等へ切り替えを行うなど、人件費の圧縮に努めていく。また、警備業務について民間委託に切り替えられないか、検討していく。

官民競争入札等監理委員会におけるヒアリング資料（造幣局）

ア 事務・事業の内容について

事務・事業内容の詳細（実施のフロ - 図、フロ - 中の各業務の詳細内容等）

別紙 1 のとおり

事務・事業実施に当たっての全体の組織体系（組織図・事業所数等）

別紙 2 のとおり

予算額、定員の他、業務量に関連する指標の実績値

（単位：人、百万円）

事務・事業名	人員	営業費用	売上高
その他の事業（貨幣の販売）	22	4,138	4,805
その他の事業（勲章の製造）	196	2,430	2,512
その他の事業（金属工芸品の製造）		1,013	1,307
貴金属の品位証明等	42	184	51
造幣博物館の管理・運営	7	82	0

（注1）上記の営業費用及び売上高は、平成18年度収支実績

（注2）人員は、平成19年4月1日現在

当該事務・事業を独立行政法人の職員以外は担えないとする特殊事情、規制する法令等の有無及びその内容

その他の事業（貨幣の販売、勲章、金属工芸品等の製造等）

【貨幣の販売】

記念貨幣等の販売は、貨幣に対する国民の関心を集める啓蒙効果を有しており、国民への適正公平な販売を確保する観点から、造幣局が実施してきている。外国においても、貨幣製造と同じ主体により実施されている。

なお、上記業務のうち、購入希望者へのダイレクトメールや当選者への商品の発送、申込はがきデータ入力作業、貨幣セット組込み作業等については既に民間委託を行っているが、更に民間委託に切り替えられる業務がないか検討していく。

【勲章の製造】

基本的には、発注者である内閣府の判断となると思われるが、内閣府は、天皇の国事行為である栄典制度に基づくものであり、高品質で均一性が求められるものとしており、また、貨幣の偽造防止技術の維持・向上のために必要な業務であることから、引き続き造幣局で実施することが適当である。

なお、上記業務の一部単純作業については、民間委託を行っており、引き続き民間委託の可能性について検討していく。

（参考）日本国憲法 抜粋

第七条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

七 栄典を授与すること。

【金属工芸品の製造】

金属工芸品の製造は、民間でも実施されており、既に民間開放されている。造幣局は、発注者の要請により当該業務を行っているが、当該業務は貨幣製造とも密接に関連しており、諸外国の造幣局においても行われている。また、貨幣に応用する偽造防止技術の試験等も併せて行っており、造幣局における製造については継続することが適当である。

ただし、金属工芸品の製造業務のうち、偽造防止技術など貨幣製造と関連の低いものについては、発注者・利用者等の意向も踏まえ、造幣局の役割、特性を考慮した上で、見直しを検討していくこととしている。

上記業務の一部については、可能な範囲で民間委託を行っており、上記見直しの方向性も踏まえつつ、引き続き民間委託の可能性について検討していく。

貴金属の品位証明等

品位証明業務は、貨幣製造・偽造防止に不可欠な金属成分分析技術（製造した貨幣の品位の分析・偽造貨幣の鑑定など）を多様なケースに使用するものであり、品位証明業務の実施にかかわらず行う必要がある業務である。

また、当該業務は、品位の信頼できる貴金属製品の取引による貴金属市場の安定化という社会的要請を受けて実施しており、中小・零細の製造・販売業者からは、公的機関による証明が必要であるとして求められているものである。

品位証明業務については、18年度（当時12人）より段階的に人員削減を進め、20年度には3人の体制で業務を実施する予定である。

（注）当該業務は、法令上は、民間においても実施可能な事業であるが、民間においては第三者の品位証明を引き受ける形での業務は行われていない。

造幣博物館の管理・運營業務

造幣博物館は、貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うために、設置・運営しているものである。

造幣博物館は、工場敷地内に所在し、造幣局が保有する貨幣等に関する資料を展示しているものである。

造幣博物館の管理・運營業務は、ただ単に施設を管理・運営するだけでなく、館内案内や貨幣に係る古文書等整理など貨幣の専門的な知識が必要であるが、現在、職員が行っているこれらの業務については可能なものから、順次、再任用職員等へ切り替えを行うなど、人件費の圧縮に努めていく。また、警備業務について民間委託に切り替えられないか、検討していく。

イ 現状の外部資源の活用状況（外部委託を実施している場合）

委託業務の内容

委託先名称（公表不可能な場合は事業者の形態）

委託方法（一般競争入札、指名競争入札、随意契約等の別）

契約実績（金額、契約年数等）

特定の事業者のみ受託可能である場合は法律上等の根拠

別紙3のとおり

事務・事業の内容

貨幣の販売

勲章の製造

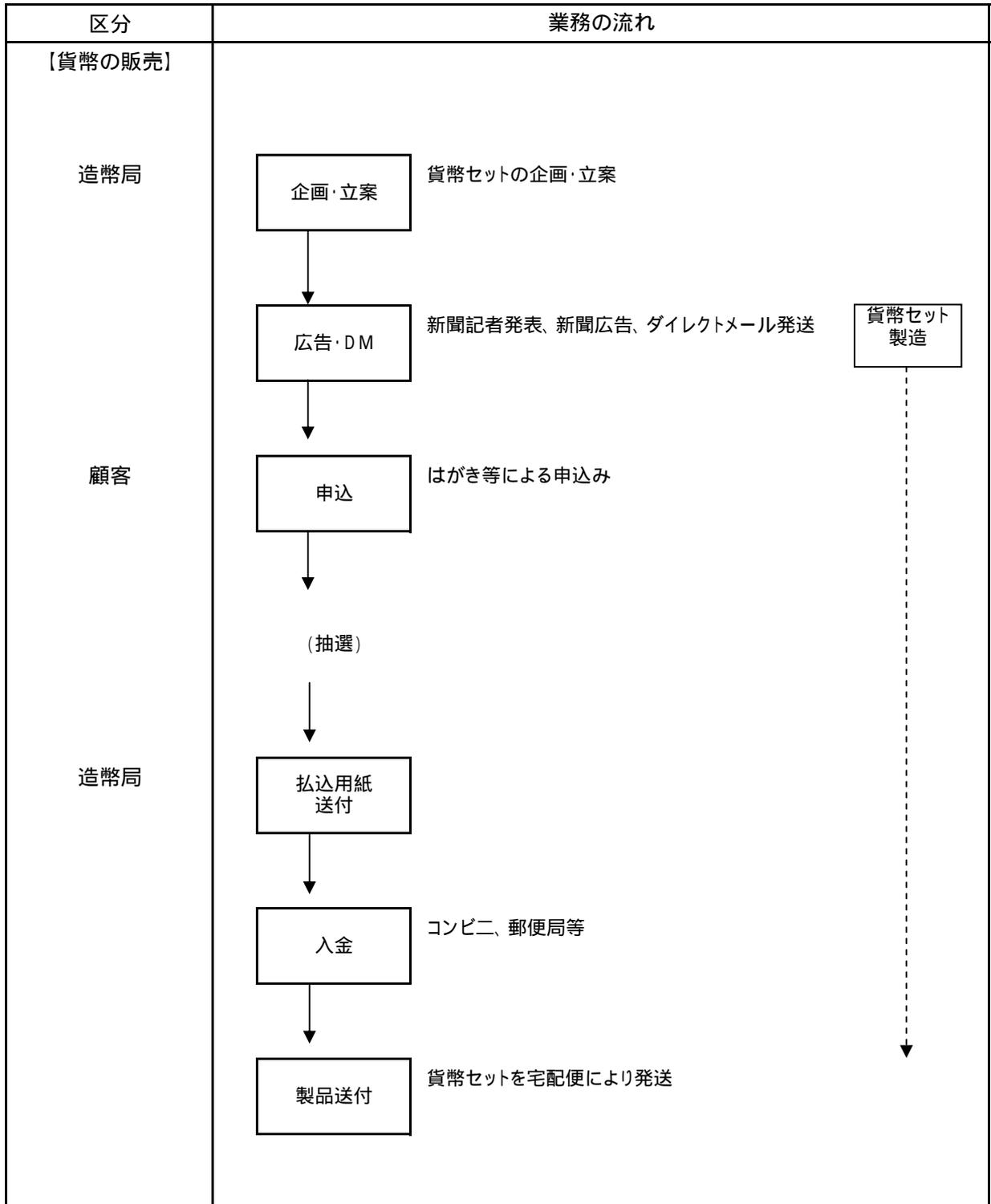
金属工芸品の製造

貴金属の品位証明

地金等の分析

造幣博物館の管理・運営

事務・事業の内容



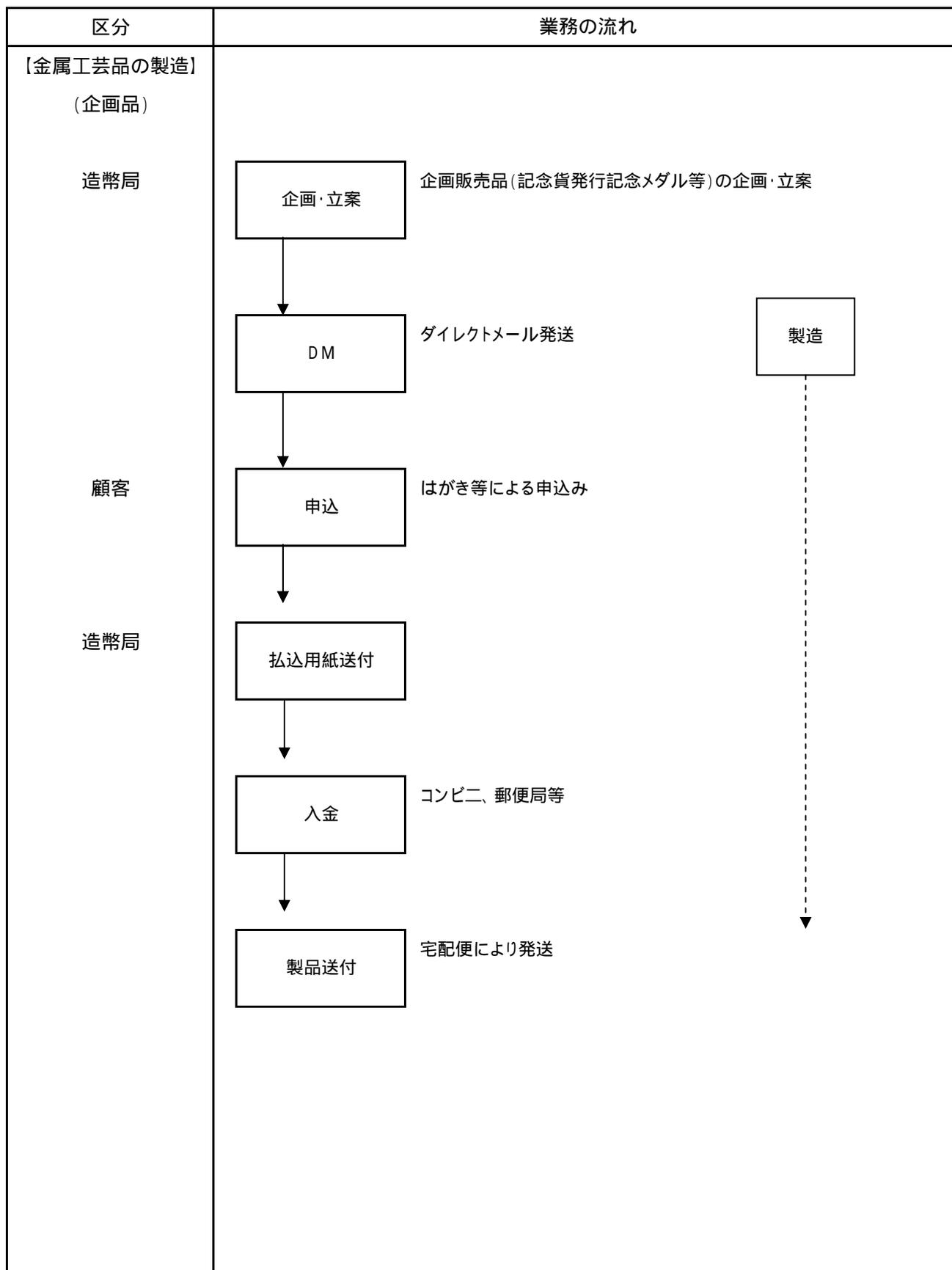
事務・事業の内容

区分	業務の流れ
<p>【勲章の製造】</p> <p>内閣府賞勲局</p> <p>内閣府賞勲局 造幣局</p> <p>造幣局</p>	<pre> graph TD A[依頼] --> B[受注契約 締結] B --> C[生産指示] C --> D[製造] D --> E[納品] </pre> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">内閣府賞勲局からの指示に基づき生産指示</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">内閣府賞勲局の指示に基づき、毎月予定数量を納品</p>

事務・事業の内容

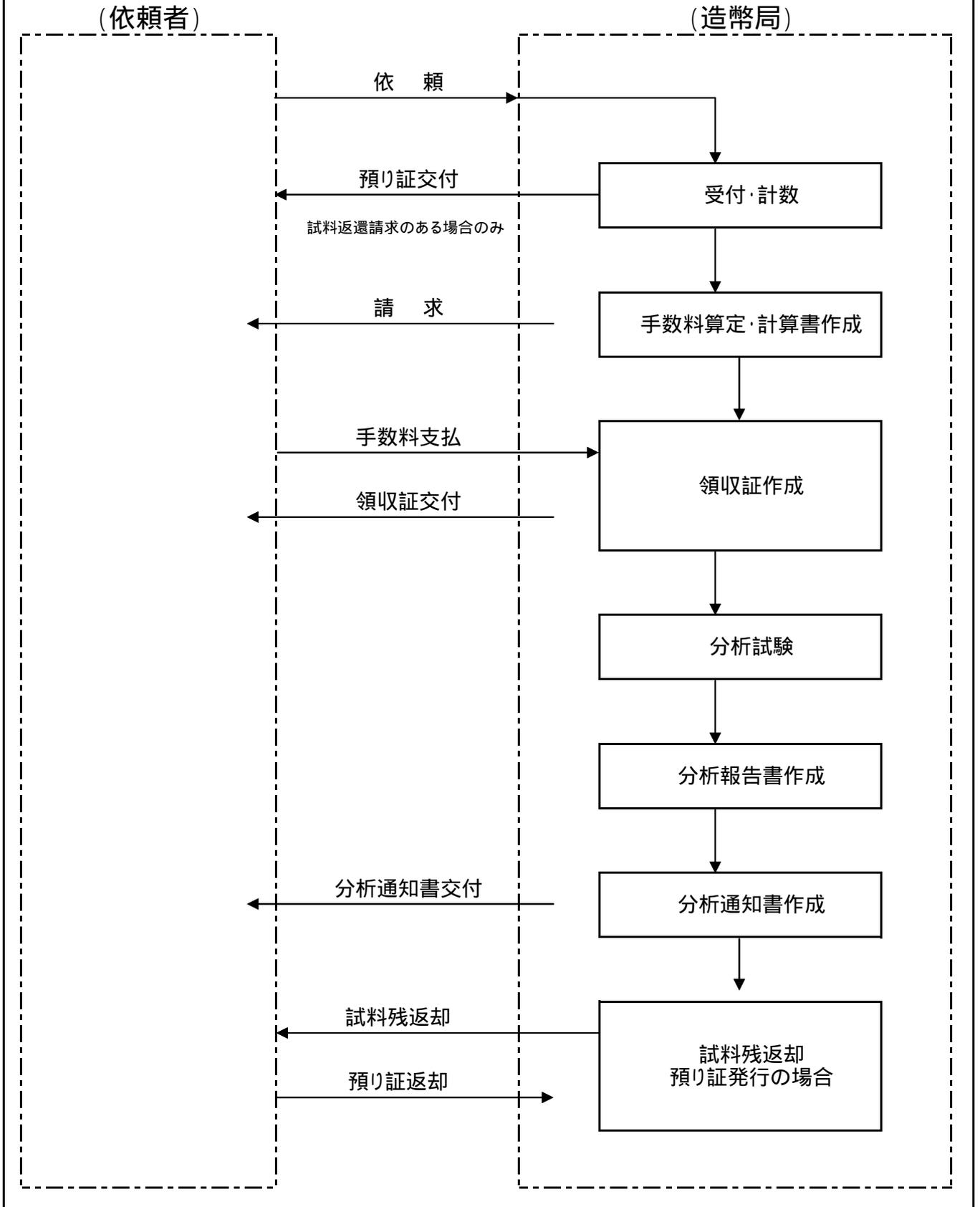
区分	業務の流れ
<p>【金属工芸品の製造】 (受注品)</p>	
依頼者	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 30px; margin: 0 auto; text-align: center; padding: 5px;">依頼</div>
依頼者・造幣局	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 30px; margin: 0 auto; text-align: center; padding: 5px;">受注契約 締結</div> <div style="margin-left: 10px;">契約方式は一般競争入札 或いは随意契約</div> </div>
造幣局	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 30px; margin: 0 auto; text-align: center; padding: 5px;">生産指示</div> <div style="margin-left: 10px;">依頼者からの仕様書に基づき 生産指示</div> </div>
	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 30px; margin: 0 auto; text-align: center; padding: 5px;">製造</div>
	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 30px; margin: 0 auto; text-align: center; padding: 5px;">納品</div>

事務・事業の内容



事務・事業の内容

【地金等の分析】



フロー中の各業務の詳細内容等(地金等の分析)

受付・計数

依頼者からの分析依頼書を添えた地金、鉱物の分析依頼に基づき、計数、計量のうえ受付を行う。
なお、依頼者から試料返還の旨の申し出があった場合は、預り証を発行する。

手数料算定・計算書作成

依頼のあった試料の種類に応じて手数料を算定し、計算書を作成する。
手数料は前納制であることから、計算書に基づき請求を行う。

領収証作成

の請求により、 の手数料の納付がされた場合、領収証を作成し、交付する。

分析・試験

試料の分析、または試験を行う。

分析報告書作成

の分析、試験結果の報告書を作成する。

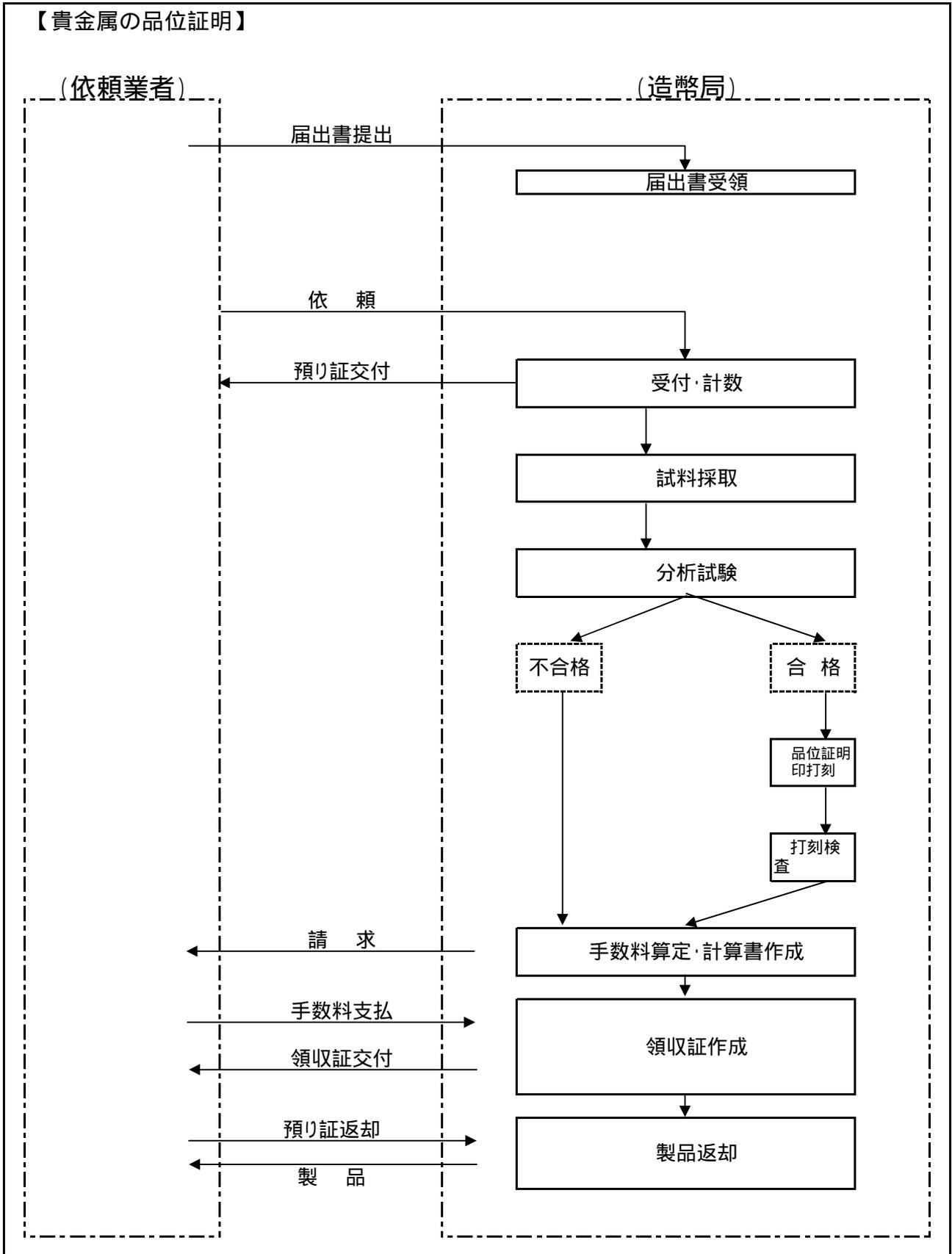
分析通知書作成

で作成された分析報告書を基に、依頼者への通知書を作成し、交付する。

試料返却

受付時に試料返還の旨の申し出があった場合、分析通知書の交付とともに残った試料を依頼者に返却する。(預り証は回収)

事務・事業の内容



フロー中の各業務の詳細内容等(貴金属の品位証明)

届出書受領

貴金属製品品位証明を依頼しようとする業者から、最初の依頼に先立ち、経営の内容がわかる書類などを届出書とともに受領する。

受付・計数

届出書を提出済の業者が、貴金属製品品位証明依頼書とともに製品(原則として未成品)を持ち込み(宅配利用も可)、計数および計量を行い、製品の預り証を作成して交付する。

試料採取

1件あたりの受付数量に応じた分析試料を採取する。採取方法は製品により、切断、削りなど異なる。

分析・試験

で採取した試料の分析を行い、その品位の結果が受付時の申出品位と合致している場合は合格とする。そうでない場合は、不合格とする。
また、分析方法は地金の種類ごとに異なる。

品位証明印打刻

で合格となった製品に、貴金属製品品位証明記号を打刻する。
打刻方法は製品の形態等により異なり、ハンマー等で打刻する手打ち、プレス機械を用いて打刻する機械打ち、また、衝撃により変形してしまう製品はレーザーマーカを用いる。

打刻検査

で打刻の終了した製品に対して、打刻漏れ、打刻位置のチェック等を目視で検査する。

手数料算定、計算書作成

受付件数、個数並びに分析結果により手数料を算出し、手数料計算書を作成する。
手数料計算書により、製品引渡時に手数料を請求する。

領収証作成

手数料の納付に基づき、当該金額の領収証を作成し、交付する。

製品返却

手数料の納付を確認し、貴金属製品品位証明記号を打刻した製品、および試料残がある場合は、それとともに返却する。(預り証は回収)
なお、不合格の場合は、未打刻の製品等を返却する。

事務・事業の内容

【博物館】

入館者対応

入館数等の確認

パンフレット配布

事業案内ビデオ放映

館内の案内・展示品の説明等

特別展の開催

造幣博物館の収蔵品を広く国民に紹介すること等のため、年2回程度の特別展を開催している。

(参考) 18年度に実施した特別展

- ・ 「世界の珍しい貨幣展」 平成18年8月18日～同月31日
- ・ 「金貨と金製品の世界」 平成19年3月20日～同月27日

他の博物館等への出展

造幣博物館の収蔵品を広く国民に紹介すること等のため、他の博物館等における行事に収蔵品を出展している。

(参考) 18年度に実施した他の博物館等への出展

- ・ 京都文化博物館 「貨幣の歴史と近代京都の100年展」
平成18年6月3日～同年7月2日
- ・ 福井市立郷土歴史博物館 「江戸時代のお金展」
平成18年9月30日～同年11月5日
- ・ 大阪歴史博物館 「開館5周年記念・泉布観重要文化財指定50周年記念特別展」
平成18年10月7日～同年12月11日

独立行政法人造幣局
組織図（平成19年4月1日現在）



常勤役員6人、常勤職員1,075人

現状の外部資源の活用状況（平成18年度実績）

委託業務の内容	委託先名称 （表不可能な場合は事業者の形態）	委託方法 （一般競争入札、指名競争入札、随意契約等の別）	契約実績 （金額、契約年数等）	特定の事業者のみ受託可能である場合は法律上等の根拠
【貨幣の販売】				
通信販売等における電話対応業務	N T T 番号情報(株)	一般競争入札	3, 364千円	
貨幣セット電話対応等業務及び出力作業	(株)フジスタック関西支社	一般競争入札	9, 635千円	
貨幣セット組込及び発送等業務	非常勤職員	適任者を選考	26, 425千円	
輸送業務	西濃運輸株式会社西部地区、日本通運(株)池袋支店	一般競争入札	212, 847千円	
計			252, 271千円	
【勲章の製造】				
勲章部品の仕上加工	(株)内外工芸社、(株)青木メタル、(株)金工堂、(株)尚工舎	一般競争入札	273, 166千円	
勲章材の圧延加工	乾庄貴金属加工(株)	一般競争入札	7, 707千円	
輸送業務	日本通運(株)大阪支店	随意契約(毎月契約)	2, 671千円	
計			283, 544千円	
【金属工芸品の製造】				
メダルの仕上加工等	(株)内外工芸社、(株)青木メタル、(株)尚工舎他	一般競争入札	77, 892千円	
輸送業務	西濃運輸株式会社西部地区	一般競争入札	貨幣販売の輸送業務を含む 77, 892千円	
計				
【貴金属の品位証明等】				
検定受付の窓口業務等	非常勤職員	適任者を選考	1, 999千円	
計			1, 999千円	
【博物館】				
古文書の解読	非常勤職員	適任者を選考	962千円	
一般事務（庶務）	非常勤職員	適任者を選考	1, 503千円	
計			3, 427千円	

・横断的視点

1. 事務・事業及び組織の見直し
 <事務・事業関係>

該当類型		-
事務・事業名		造幣博物館の管理・運営業務
事務・事業の概要		貨幣に関する資料の展示
事務・事業に係る20年度予算要求額	国からの財政支出 (対19年度当初予算増減額)	-
	支出予算額 便宜的に18年度収支実績の額を記載	82百万円
		7人
(1) 事務・事業のゼロベースでの見直し	民間主体による実施状況 (同種の事業を行う民間主体のｺｽﾄ、人員等)	該当なし
	廃止すると生じる問題の内容、 程度、国民生活への影響	・貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報提供に問題が生じる。 ・貨幣に係る古文書(造幣局創業時の貴重な資料、貨幣の歴史、貨幣と社会の関わり)等の整理などに問題が生じる。
	事務・事業の位置づけ (主要な事務・事業との関連)	主要業務
	事業開始からの継続年数	38年(昭和44年～)
	これまでの見直し内容	・業務運営の効率化等によるコスト削減を実施
	国の重点施策との整合性	・通貨制度の安定のためには、貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供が極めて重要であり、博物館の管理・運営業務は重要な役割を担っている。
	受益と負担との関係 (受益者・負担者の関係、両者の関係)	・受益者は国民であるが、造幣局の間では直接的な費用負担はなく、貨幣や勲章等の発注者が適正な代価を負担。
	財政支出への依存度 (国費/事業費)	-
	これまでの指摘に対応する措置	該当なし
	諸外国における公的主体による実施状況	国(米、独、英、オーストラリア) 国が全額出資する法人(仏、伊、カナダ)
	財政支出に見合う効果 (効果が得られているか、その根拠)	法人に対する財政支出なし
	事務・事業が真に不可欠かどうかの評価	
事務・事業の見直し案(具体的措置)		-
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)		-
理由		-

(2) 事務・事業の 民営化の検討	民営化の可否		否	
	可	事業性の有無とその理由	-	
		民営化を前提とした規制の可能性・内容	-	
		民営化に向けた措置	-	
		民営化の時期	-	
否	民営化しない理由	<p>・造幣博物館は、貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うために、設置・運営している。</p> <p>・造幣局工場を見学される国民に対し、造幣局創業時の貴重な資料、貨幣の歴史、貨幣と社会の関わり等を詳しく説明する場として重要であり、造幣局が管理・運営することが適当。</p>		
(3) 官民競争入札等の積極的な適用	該当する対象事業		<p>a施設の管理・運営 b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発</p> <p>f検査検定、g徴収、⑨その他</p>	
	今後の対応	官民競争入札等の実施の可否	否	
		可	入札種別（官民競争 / 民間競争）	-
			入札実施予定時期	-
			事業開始予定時期	-
			契約期間	-
否	導入しない理由	<p>・造幣博物館は、貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うために、設置・運営しているものである。</p> <p>・造幣博物館の管理・運營業務は、ただ単に施設を管理・運営するだけでなく、館内案内や貨幣に係る古文書等整理など貨幣の専門的な知識が必要であり、造幣局が管理・運営することが適当。</p>		
(4) 他の法人への 移管・一体的 実施	対象となる事務・事業の内容		該当なし	
	移管	移管の可否		否
		可	移管先	-
			内容	-
			理由	-
	否	移管しない理由	<p>・造幣博物館は、貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うために、設置・運営しているものである。</p> <p>・造幣局工場を見学される国民に対し、造幣局創業時の貴重な資料、貨幣の歴史、貨幣と社会の関わり等を詳しく説明する場として重要であり、造幣局が管理・運営することが適当。</p>	
	一体的実施	一体的実施の可否		否
		可	一体的に実施する法人等	-
内容			-	
理由			-	
否	一体的実施を行わない理由	<p>・造幣博物館は、貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うために、設置・運営しているものである。</p> <p>・造幣局工場を見学される国民に対し、造幣局創業時の貴重な資料、貨幣の歴史、貨幣と社会の関わり等を詳しく説明する場として重要であり、造幣局が管理・運営することが適当。</p>		